

令和4年3月佐川町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和4年3月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和4年3月11日 午前9時宣告

開 議 令和4年3月11日 午前9時宣告（第8日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 なし

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	片岡 和子
副 町 長	田村 正和	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産 業 振 興 課 長	下八川久夫
チ-ム佐川推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山本 清和

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和4年3月佐川町議会定例会議事日程〔第5号〕

令和4年 3月11日 午前9時開議

- |       |        |                               |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1  | 議案第2号  | 令和3年度佐川町一般会計補正予算（第11号）        |
| 日程第2  | 議案第3号  | 令和3年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）   |
| 日程第3  | 議案第4号  | 令和3年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4  | 議案第5号  | 令和3年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）     |
| 日程第5  | 議案第6号  | 令和3年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  |
| 日程第6  | 議案第7号  | 令和3年度佐川町水道事業会計補正予算（第3号）       |
| 日程第7  | 議案第8号  | 令和3年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第3号）     |
| 日程第8  | 議案第9号  | 令和4年度佐川町一般会計予算                |
| 日程第9  | 議案第10号 | 令和4年度佐川町国民健康保険特別会計予算          |
| 日程第10 | 議案第11号 | 令和4年度佐川町学校給食特別会計予算            |
| 日程第11 | 議案第12号 | 令和4年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算        |
| 日程第12 | 議案第13号 | 令和4年度佐川町介護保険特別会計予算            |
| 日程第13 | 議案第14号 | 令和4年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算         |
| 日程第14 | 議案第15号 | 令和4年度佐川町水道事業会計予算              |
| 日程第15 | 議案第16号 | 令和4年度佐川町病院事業特別会計予算            |

- 日程第 16 議案第 17 号 佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 18 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 19 号 佐川町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について
- 日程第 19 議案第 20 号 佐川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 21 号 佐川町立老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 22 号 佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 23 号 佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議案第 24 号 小富士集会所の指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 25 号 尾川地区住民センターの指定管理者の指定について
- 日程第 25 議案第 26 号 とかの集落活動センターあおぞらの指定管理者の指定について
- 日程第 26 議案第 27 号 集落活動センターくろいわの指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 28 号 斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 29 号 斗賀野老人憩いの家の指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 30 号 ふれあいセンターけいとうの指定管理者の指定について
- 日程第 30 議案第 31 号 佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について
- 日程第 31 議案第 32 号 佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第 33 号 四ツ白太刀踊保存伝承館の指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第 34 号 高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について

- 日程第 34 議案第 35 号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について
- 日程第 35 議案第 36 号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について
- 日程第 36 議案第 37 号 佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 37 議案第 38 号 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 38 議案第 39 号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 39 議案第 40 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 40 議案第 41 号 佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 41 議案第 42 号 佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 42 議員派遣について
- 日程第 43 委員会の閉会中の継続審査及び調査について



令和4年3月佐川町議会定例会追加議事日程〔第5号の追加1〕

令和4年 3月11日 午前9時開議

日程第1 発委第1号 佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について



議長（西森勝仁君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。  
定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第2号、令和3年度佐川町一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号、令和3年度佐川町一般会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第2号は可決されました。

日程第2、議案第3号、令和3年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号、令和3年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第3号は可決されました。

日程第3、議案第4号、令和3年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第4号、令和3年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第4号は可決されました。

日程第4、議案第5号、令和3年度佐川町介護保険特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第5号、令和3年度佐川町介護保険特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第5号は可決されました。

日程第5、議案第6号、令和3年度佐川町後期高齢者医療特別会

計補正予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第6号、令和3年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成全員。

したがって、議案第6号は可決されました。

日程第6、議案第7号、令和3年度佐川町水道事業会計補正予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号、令和3年度佐川町水道事業会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成全員。

したがって、議案第7号は可決されました。

日程第7、議案第8号、令和3年度佐川町病院事業特別会計補正予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号、令和3年度佐川町病院事業特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第8号は可決されました。

日程第8、議案第9号、令和4年度佐川町一般会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### 9番 (坂本玲子君)

何点かお伺いします。

まず、建設課のほうの耐震改修費の補助費が計上されています。1件当たりの補助が増えるということで喜んでいますが、1件あたりいくらの補助になるのか、また、その補助金の国、県、町の補助割合はどうなっているのか1点目お伺いします。

2点目、健康福祉課のほうの産後ケア事業委託料が増額されていますが、その内容についてお伺いします。

3点目、委員会のほうでナウマンクラブの新築工事設計委託料が計上されていますが、子供たちが待ちに待った施設ですが、いつ建設する予定か、また、場所はどこに建てるのかお伺いします。

4点目、町長の公約だった保育・学校の給食費が無償化されている予算が出されていますが、無償化による保育・学校の必要経費はどれぐらいになるのか、また、その財源はどこから出すのかお伺いします。

次、もう1点、委員会のほうで奨学金返済支援事業助成金が計上されています。これも本当に待っていた施策ですが、この目的、対象者、補助額等をお伺いします。

また、この事業はすばらしい事業だと思いますが、みんなに周知することが大事だと思いますが、どういうふう広報をしていくの

かも合わせてお伺いします。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

耐震改修工事費につきましては、令和3年度が92万5千円であったところ、令和4年度からは130万円に上げるようにしております。補助割合につきましては、耐震改修工事費130万円に対する補助金は国費は算定対象額の上限である100万円の2分の1の50万円、県費は耐震改修工事補助限度額130万円から国費50万円を差し引いた額80万円の2分の1の40万円、残り40万円が町費となっております。以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうからは2点、御説明をさせていただきます。

まず、予算書でいきますと85ページになりますが、産後ケア事業委託料、67万6千円の予算になっております。これは前年度と比較いたしまして57万6千円の増額になってます。

で、内容といたしましてはこの産後ケア事業というものは産後の4歳未満の赤ちゃんの母子の産後のケアということで、これまで、今年度までは助産師のほうが訪問事業ということでアウトリーチ型の事業を行っております。それに加えて、新年度は宿泊型、これ日帰りも含む形で拡充を予定をしております。予定をしておる委託先につきましては、高知市の助産院を予定をしておりまして、このアウトリーチ型と合わせて宿泊型も拡充をしていくというような内容になっております。

次に、保育料の無料化のことになります。

健康福祉課からは保育料のほうだけ御説明をさせていただきますと、これは79ページになりますが、これも真ん中ほどに保育無償化にかかる副食費（町負担分）となって、金額950万4千円になります。このうち、今回の新年度からの保育料無償化にかかる経費といたしましては761万4千円となっております。この財源につきましては一般財源ということになります。以上です。

教育次長（吉野広昭君）

はい。そしたら私のほうからもお答えをさせていただきます。

まず、ナウマンクラブの設置場所と時期ということですが、設置場所については現状の建物を取り壊して、今ナウマンクラブをやっているところに建設するように考えております。時期としては

令和5年のほうを考えてます。

それから、給食費、これ一般会計分で言いますと124、125ページのほうの負担金・補助及び交付金という一番下に、この欄の一番下に佐川町子育て支援給食費等補助金ということで、お弁当の、給食のかわりにお弁当を持ってきておったりですね、町外の学校へ行っている方に給食費見合いの助成をするように考えてます。256万4千円を計上しております。こちらのほうの財源につきましては、一般会計からの繰り入れというようなことになっております。

奨学金ですか。奨学金につきましては、こちら月2万円を上限として奨学金のほうの返還を助成するような制度を計上させていただいております。こちらのほうの広報の仕方というのは広報紙の掲載であるとかホームページ、あるいはチラシを作成してですね、関係が深いと言うたらあれですけども、対象になられた、考えられるというところに周知をするように考えております。対象のほうがですね、佐川町内に定住をしておって、申請年度から10年間以上定住する意思のある方です。で、あと、助成金の交付を申請する初年度の末日時点で40歳未満と。で、働かれてる方、それから町税の滞納がない方で、ほかの奨学金の返還支援制度を利用されていない方。あと暴力団とかに属していないということと、除外としては公務員、公務員の方については除外というか、公務員でない方というのも申請というか対象者の要件にしております。

6番（坂本玲子君）

一般会計の話ですけど、先ほど給食費無償化についての一般会計の部分だけで言われましたが、もう合わせて全部の学校給食の無償化に対してどれぐらい必要なのかっていうのを答えていただければと思いますが。

教育次長（吉野広昭君）

学校給食費の特別会計分が給食無償化については4,075万1千円になります。で、先ほど申しあげました一般会計分と合わせて、ちよっと待ってくださいね。計算します。

すいません、4,331万5千円が全体の無償化にかかる費用と。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

5番（橋元陽一君）

3点ほど質問させていただきます。

まず最初に先ほどの坂本議員と質問に関連しますけども、一般会計書 117 ページでしょうか、ここに先ほどの耐震、木造耐震工事に係っての予算が組まれております。1 億を超える予算が計上されて、行政報告の中でも昨年度は最大数になったということでありました。耐震設計から工事に入る段階で個人負担が大きいということで今回補助額を大きく増やされたということでもあります。で、予算書の歳入歳出を見ると国とそれから県のほうから合わせると大体 7,500 万ぐらいが補助として入ってくるのかなど。そしたら町の負担は先ほど割合増えましたけれども、町の負担としては総額的にはこの中でどれぐらいを占めるのかということと、それから今年度どれぐらいを想定して予算化されたかということをお聞きをしたいということが 1 つです。

それから 2 つ目は当初予算書のページ外になりますけども、職員の給与費明細書というのがあります。この中に特別職一般職に合わせて予算の計上がされて、提示されておりますけども、昨年 12 月の定例会で定数が 5 増やすということで条例改正もされて、定数条例も改定されてると思うんですけども、この改定された数値がどの段階で提示されるのか、いつごろということ提示いただけるのであればその時期をどういう形で示すかということをお教えいただきたいということです。

それから、3 つ目ですけども、予算書の 109 ページにかかわることです。ちょっと通告してなくて申し訳なかったんですけども、道の駅について 1 億を超える予算が組まれてスタートいたします。この一般質問等の中でもあるいは陳情書としても出されてきた道の駅に、佐川木のおもちゃ美術館の併設をという声が上がってきております。3 月末に町長が判断を下されるということですけども、早急に工事を進めて行ってほしいと、道の駅のオープンにできるだけできないようにという声も挙がってきておりますが、そういうことを考えれば町長が判断されたときに仕組み、地区懇談会の中でも示されましたようにおもちゃ美術館の整備費用として約 8 千万余の予算が計上されて説明もされておりますが、この予算を組み立てるのには町の持ち出しがあるのかなのか、辺地債を使ってということでしたけれども、辺地債は説明会の中で使えないということでしたので、どういう形で予算構成を考えてるか教えていただきたいと思っております。以上です。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

まず、町負担どれくらいかということですが、歳出にあります委託料の、耐震診断委託料と18節の負担金・補助及び交付金の耐震改修費補助金の合計1億500万5千円に対する一般財源につきましては、3,075万2千円となっております。

続いて、内訳でございますが、まず耐震診断の委託料につきましては住宅耐震診断を1件あたり3万4,572円を60件分、戸別訪問を1件あたり3,800円の100件分。続いて、耐震改修費補助金の内訳でございますが、こちら工事費の補助金を130万円掛ける60件分、設計費の補助金を25万5千円掛けるの60件分、ブロック塀の工事費補助金を20万5千円の5件分、老朽住宅除却費の補助につきまして164万5千円の5件分を計上させていただいております。以上でございます。

総務課長（麻田正志君）

私のほうからは12月議会で認めていただきました定数条例に関することにつきましてお答えのほうさせていただきます。

まず当初予算にあります職員数等につきましては、本年度の予算編成をするにあたりまして昨年の11月、12月ごろにこの職員数の給与等については計算をしております。その時の職員数の欠員等を補充するだけの予算というような考え方で編成をしております。その後、採用の予定人数等を決めて、人数等を決めておりますので、4月1日の人事異動の結果をもって、その結果は6月の補正予算の時にその4月1日現在の職員数に見合った人数でありますとか予算額のほうに変更、変更と言いますか補正のほうさせていただきます。

一方、定数を5上げたことにつきまして、どのような影響があったかということにつきまして簡単に説明をさせていただきます。

まず、今年度の来年の4月、来年じゃないや、4月1日からの職員を採用するにあたってその採用人数を決めるときに本年度末で定年退職をいたします退職者数、そして現在、かなりの人数で、課において欠員が生じております。その欠員数。そして現在、県に派遣しております職員が1名、来年の4月から帰ってきます。それと今回の課設置条例の中とかでも説明いたしましたけれど、国土調査事業のほうが縮小しておりますので、来年の4月からはそこにあたっていた職員数のほうも減らすことができます。そういう増員要因。そ

れらを考慮いたしまして、採用必要人数のほうを決定いたしました。以上のことから採用必要人数はもう 10 名ということで、4 月 1 日からは 10 名の新規採用職員を採用する予定としております。

この 10 名を含みまして、町長部局から始まって教育委員会とそれぞれの定数に基づいて職員の配置がなされるわけでありまして、まだ人事異動の発表がなされておられませんので、各部局の正確な定数内の人数というのは今ここで正確な数字をお答えすることはできません。ただ、先ほども申しましたように定年退職者のあとに人は入れると。で、欠員の生じているところにそのまま人を入れるというそういう感じで単純に欠員補充のところに人を充当しました。その結果だけで申しますと、現在、昨年改正までは町長部局におきましては定数が 104、うち兼任 1 でありますので専任職員というのは 103 ということでありました。先ほど言いました欠員等定年退職者のところにそのまま採用予定人数等割り振りますと 105 ということとなります。この 105 ということありますので、従前の定数では 103 までの専任しかいきませんでしたけれど、定数を上げていただいたことによりまして、105 もの、105 人の専任職員を配置することができるというような状況になっております。ただ、今言いました数字につきましては先ほども申しましたように人事異動が発表されておられませんので、正確な数字、確定した数字ではありません。単なる欠員にそのままはめた場合の数字ということで御了承いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

産業振興課長（下八川久夫君）

私のほうからはおもちゃ美術館が建設される場合の補助金の財源の内訳と、財源の候補というところで説明させていただきます。

おもちゃ美術館、地元説明会のときにも 8 千万ちょっと、8,800 万の計上、予算の計画をしてということで報告をさせていただきました。この内訳としては内装の工事とあとは人材育成、ボランティアスタッフさんなどの人材育成の経費になります。この経費は、以前、県のほうに相談をしたときにハードかソフトかというソフト事業という形で分類されるということですので、辺地債に関しては該当しないということになります。

活用できる事業としましては、可能性があるものとなりますが、地方創生推進交付金これが助成率が 2 分の 1 になります。で、もう一つが県の観光部局でのこの地方創生推進交付金に上乘せする事業

があります。正確な補助事業の名前はちょっと忘れてしまいましたので、観光部局の上乗せの事業がありますので、建設が決定した、整備が決定した場合にはこの2つの補助金について可能性を県と協議を進めていくという形になります。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。

それですね、まず耐震のほうなんですけども、補助率が上がったことによって町民の皆さんの意識も大きく上がってくると思うんですけども、坂本議員のほうからもありましたけども、いわゆる町民への周知の仕方についてどういうことを考えていらっしゃるのか、そしてもし来年度60件を想定しての予算計上ですけども、声が上がって申請が増えた場合、対応が大丈夫なのか、どこらへんぐらいまでを想定されてるか、対応が大丈夫かどうかということも合わせてお答えいただけたらなというふうに思います。

それから定数については了解いたしました。まだ人事異動後の配置で確定するということですね。それを待っていきたいと思います。せっかく職員の皆さんが奮闘されてようやくこの定数増で少しでも任務が軽減ということになりますので、できるだけ町民の皆さんにそういうことが見えるような提示の仕方っていうのもぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

それから道の駅についてもこの間かなり道の駅開設に向かってですね、できるだけずれないようにっていうようなことを想定しながら準備を進められてきておりますので、さあ、町長決断されたらすぐに対応できるような、大変だと思うんですけども、頑張っていたきたいということを思います。以上です。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。

まず周知の仕方についてでございますが、こちらについてはですね、昨年度までは3,800円、1件あたり3,800円で100件の戸別訪問をしておりましたが、コロナ禍の状況でございますので今年取りやめております。そちらのほうの予算を先ほど議決いただきました一般会計の補正予算で組み替え補正を計上させていただいてですね、郵送料のほうに組み替えさせていただいて、この周知について全戸に、佐川町の全戸に130万円に補助金とかが上がりましたということを議決いただいたあとで来週の早々に郵送したいと考えてお

ります。

次の、現在の 60 件の予算が超えた場合の対応方法ですが、その申請の状況を見ましてですね、順次補正の対応をとっていきたいと思います。昨年も今年の実績状況から 12 月定例会で補正をさせていただいておりますので、そういうような対応をとっていきたいと考えております。以上でございます。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

2 番（岡林哲司君）

私のほうから 1 点だけお伺いします。

一般会計予算書の 152 ページ 9 款 4 項 10 目の文化会館費の分ですね、以前質問させていただいてましたけれども、令和 4 年度のほうに W i - F i の設置の予算は組み込まれてますでしょうか。よろしくお願ひします。

教育次長（吉野広昭君）

はい、お答えさせていただきます。

こちらのほう、W i - F i の桜座への設置ということですが、ページ数で言うと 152、153 ページの下から 2 つ目の工事請負費の中の桜座施設整備改良工事等ということで、3,921 万円計上しておりますが、W i - F i の設置に係る費用としましては、この内の 114 万 9,500 円を計上しております。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第 9 号、令和 4 年度佐川町一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願ひします。

全員起立。

したがって、議案第 9 号は可決されました。

日程第 9、議案第 10 号、令和 4 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 10 号、令和 4 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 10 号は可決されました。

日程第 10、議案第 11 号、令和 4 年度佐川町学校給食特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 11 号、令和 4 年度佐川町学校給食特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 11 号は可決されました。

日程第 11、議案第 12 号、令和 4 年度佐川町農業集落排水事業特

別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 12 号、令和 4 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 12 号は可決されました。

日程第 12、議案第 13 号、令和 4 年度佐川町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 13 号、令和 4 年度佐川町介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 13 号は可決されました。

日程第 13、議案第 14 号、令和 4 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号、令和 4 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 14 号は可決されました。

日程第 14、議案第 15 号、令和 4 年度佐川町水道事業会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 15 号、令和 4 年度佐川町水道事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 15 号は可決されました。

日程第 15、議案第 16 号、令和 4 年度佐川町病院事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番 (坂本玲子君)

1 点お伺いします。

病院関係のほうで、訪問看護で担当看護師の増員の予算が組まれています。この目的は何でしょうか。また、最近自宅で看取りた

いということ望む高齢者、御家族がおいでですが、それへの対応はどうなっているのかお伺いします。

病院事務局長（池内智保君）

お答えさせていただきます。

高北病院では在宅医療として訪問診療、訪問看護、訪問リハを行っております。訪問看護につきましては、現在、担当看護師1名で月16名の対象患者さんにつきまして、延べ80回ほど行っております。中には御自宅での看取りを行ったケースも過去ございます。

近年特に在宅医療のニーズが高まりまして、住民の方々からの御要望も承っており、その御要望に少しでもお答えしたく、来年度は訪問看護の担当看護師を1名増員する予算を計上しております。在宅医療を必要とされる方に寄り添い、手厚く対応できる体制を整え、今後も地域の皆様に信頼される病院づくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号、令和4年度佐川町病院事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第16号は可決されました。

日程第16、議案第17号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番（松浦隆起君）

少しお聞きをしたいと思いますが、このチーム佐川推進課からまちづくり推進課に変更する目的、また理由について教えていただき

たいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

提案理由の説明の中でも御説明をさせていただきましたが、佐川町のまちづくりを推進するための課であるとしっかりわかりやすく思っただけのようにというお答えをさせていただきました。

今回、朝ドラの関係もありまして、やはり日本中、もしくは世界の方々からこちらのほうにおいでいただけるという意味も、思いもありまして、名前をかえることとさせていただきます。

私自身最初のチーム佐川推進課長として頑張らせていただきました思いはありますが、総合計画の、第5次総合計画の中ではキャッチフレーズ、チーム佐川というところと、ロゴマーク、そちらにつきましては継承して終了まで残していきたいと思っております。で、残りの総合計画の期間もこのチーム佐川ということで頑張っていきたいと思っておりますので御理解をいただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

11 番（松浦隆起君）

はい。まあ、図らずも町長、副町長ともにチーム佐川推進課長の経験がありますが、今、町長のほうから説明いただきましたので、あまり言うことはないかもわかりませんが、少し懸念をする点がありましたので、お聞きをしました。今町長が言われましたようにこの総合計画は2025年までありまして、この総合計画自体がみんなで作る総合計画ということで、10年間で町民の皆さん多くが携わってできた。その大きな柱というか、考え方の柱がチーム佐川まじめにおもしろくということで、これは嫌でも2025年まではこのコンセプトでやらなければならない。

このチーム佐川推進課ができたときなんかあまり課にそぐわない名前だなと思っておりましたが、要はこの総合計画を推進していくその拠点となる、基幹となる、フラッグシップとなる課ではないかなというふうに私は捉えておりました。ですから、今回名称が変わること自体に反対ではありませんが、その総合計画というものをしっかり、今町長が言っていただきましたが、嫌でも続けていかなければなりませんので、で、去年の12月に質問をさせていただきました。この総合計画について。その時も言わせていただいたように本来はこの私は10年間というこの総合計画のづくり自体が、今回のよ

うに首長がかわったときに、本来変われば町長が自分のやり方で自分の考え方のまちづくりを進めたいのは当然でありまして、そのために町長になったわけで、それをそうではない総合計画でやらなければならない。本来そこが私は少し問題があるのではないかなと思っておりますが、現実にはこれを抱えてやらなければならないので、それで、4月に行われておりましたチーム佐川の日も事業終了するというのが総合計画の審議会のほうに連絡がありました。で、総合計画の審議会の委員の方から私にこれは少し乱暴ではないかと。何の議論もない。その中でこのチーム佐川という名前を消されていくようなのは少し納得いかなということの声が私に連絡が来ました。それぞれ思いはあると思いますが、先ほど町長が言っていただきましたから、しっかりそのこの総合計画をもとにチーム佐川、まじめにおもしろくというのを2025年まではそのもとにということは今町長がおっしゃいましたので、それで確認をさせていただきますが、そういった思いを持っている町民の方が少しいらっしゃるようですので、ま、ぜひそのあたりも少し、気を配っていただいで進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

チーム佐川の日につきましては、一定コロナの影響もありまして、できてないというところもありました。それとですね、やはり結構なじんできておりまして、なかなかその推薦の団体というのと同じような形になってきたということもありました。それとですね、やはりあの、今後廃止するのではなくてですね、町民の皆さんを顕彰する何かのという形をまた新たに検討してつくっていきたいという思いもありますので、ぜひまたその時にはお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それと、しっかりと総合計画については私が一番最初に携わってつくらせていただいた思いもこもっておりますので、町長がかわったからといって、180度かわって、全然かわるようなことは絶対ありませんのでよろしくお願いをしたいと思います。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 17 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 17 号は可決されました。

日程第 17、議案第 18 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 18 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 18 号は可決されました。

日程第 18、議案第 19 号、佐川町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 19 号、佐川町地域優良賃貸住宅管理条例の制定について、  
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 19 号は可決されました。

日程第 19、議案第 20 号、佐川町消防団員の報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 20 号、佐川町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに  
賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 20 号は可決されました。

日程第 20、議案第 21 号、佐川町立老人憩いの家設置及び管理に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号、佐川町立老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 21 号は可決されました。

日程第 21、議案第 22 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 22 号、佐川町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 22 号は可決されました。

日程第 22、議案第 23 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 23 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域の地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 23 号は可決されました。

日程第 23、議案第 24 号、小富士集会所の指定管理者の指定についてから、日程第 32、議案第 33 号、四ツ白太刀踊保存伝承館の指定管理者の指定については、いずれも指定管理者の指定に関する議案であります。

お諮りします。

以上、10 議案について質疑、討論を省略してお諮りすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第 24 号、小富士集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 24 号は可決されました。

議案第 25 号、尾川地区住民センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 25 号は可決されました。

議案第 26 号、とかの集落活動センターあおぞらの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 26 号は可決されました。

議案第 27 号、集落活動センターくろいわの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 27 号は可決されました。

議案第 28 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 28 号は可決されました。

議案第 29 号、斗賀野老人憩いの家の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 29 号は可決されました。

議案第 30 号、ふれあいセンターけいとうの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 30 号は可決されました。

議案第 31 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 31 号は可決されました。

議案第 32 号、佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 32 号は可決されました。

議案第 33 号、四ツ白太刀踊保存伝承館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

日程第 33、議案第 34 号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 34 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 34 号は可決されました。

日程第 34、議案第 35 号、高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 35 号、高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 35 号は決定されました。

日程第 35、議案第 36 号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 36 号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について、原案のとおり決定することに賛成の方挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 36 号は可決されました。

日程第 36、議案第 37 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 37 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 37 号は可決されました。

日程第 37、議案第 38 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 38 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 38 号は可決されました。

日程第 38、議案第 39 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 39 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 39 号は可決されました。

日程第 39、議案第 40 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 40 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 40 号は可決されました。

日程第 40、議案第 41 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 41 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 41 号は可決されました。

日程第 41、議案第 42 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 42 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 42 号は可決されました。

お諮りします。

ただいま、議会運営委員長から発委第 1 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発委第 1 号、佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

議案配付のため暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 10 分

再開 午前 10 時 25 分

議長 (西森勝仁君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1、発委第 1 号、佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 (坂本玲子君)

発委第 1 号、令和 4 年 3 月 11 日、佐川町議会議長西森勝仁様。提出者、議会運営委員長坂本玲子。佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項、及び佐川町議会会議規則第 14 条、第 3 項の規定により提出します。

裏面をごらんください。

これは先ほどチーム佐川推進課の名前がまちづくり推進課に改めることに議決されたことによる条例の変更でございます。

(以下、「佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例」朗読)  
以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (西森勝仁君)

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第1号、佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第1号は可決されました。

日程第42、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣についてはお手元に配付したとおり、派遣することにしたと思います。

御異議ありませんか。

11番 (松浦隆起君)

異議あり。大いに異議あり。休憩してください。

議長 (西森勝仁君)

休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時55分

議長 (西森勝仁君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

今、審議中の議員派遣につきましては、お手元に配付しております、表の2の北見市佐川町姉妹都市表敬訪問事業を除外したもので御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣はお手元に配付したうち、2の北見市佐川町姉妹都市表敬訪問事業を除外したものであると決定をしました。

日程第43、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査および調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されましたすべての案件は終了しました。町長挨拶を願います。

町長（片岡雄司君）

閉会の挨拶の前にひとことお礼を申し述べさせていただきます。

3月に入り、乾燥した日が続いております。先週のことにはなりますが、林野火災2件、建物火災1件と1週間で3回もの火災が発生をいたしました。3件の火災におきまして、建物等に被害はあったものの、住民の皆様には人命に関わるような大きなけがなどはなかったと伺っております。風の強い日でもあり、最悪の事態には至らなかったことに安堵いたしております。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。また、この火災では高吾北消防署を初め、佐川分団、斗賀野分団に出動をいただきました。佐川分団に関しましては、林野火災、建物火災と、2晩連続での火災出動、斗賀野分団に関しましては慣れない佐川地区での林野火災への応援出動など、いずれの火災におきましても大変厳しい状況の中、迅速に対応をいただきました。まことにありがとうございます。

高吾北消防署員、佐川町消防団の皆様にはこの場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、3月定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

本定例会におきまして専決処分にかかわる報告2件と、条例改正、令和3年度補正予算、令和4年度当初予算を含む議案35件など、提案させていただいた案件全て、適切なる御審議の上、御承認をいただきました。まことにありがとうございました。

私自身、最初の令和4年度当初予算編成となりました。その中で道の駅事業や新図書館建設など大型事業の取り組みが始まります。これらにつきまして今後しっかりと大胆かつスピード感をもって取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても今後とも御指導、御協力をよろしくをお願いをいたします。

また、一般質問におきましては、10人の議員の皆様から御質問をいただきました。佐川町のさまざまな課題につきまして、多岐にわたり大変貴重な御意見をいただきました。これらの御意見、御提案を真摯に受け止め、住民の皆様のため、町政運営に生かしてまいりたいと考えております。

さて、一般質問でもいただきました、牧野富太郎博士の朝ドラらんまんにつきましては新型コロナの影響で低迷しております佐川町及び県の観光事業におきましても、観光客の増加につながると確信をしておりますので、今後は県流域市町村などと連携し、あらゆる事業に、実施に取り組んでいきたいと考えております。

佐川町を全国、また、世界にPRするまたとない機会だと感じております。そうした中で牧野公園に訪れていただく方々が確実に増えていっております。これらははなもりC-L-O-V-Eを初め、ボランティア活動として整備していただいております皆様のおかげであります。本当に素晴らしい公園となっております。この場をお借りしまして、心より厚く御礼を申し上げます。今後とも、町としましてもしっかりと御支援をさせていただき、整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に、環境保全協定を締結いたしました、管理型産業廃棄物最終処分場につきましても、住民の皆さんの中にはいまだ不安や心配をお持ちの方がおられると思いますので、しっかりと住民の方々のお声をお聞きし、エコサイクル高知や県に伝えていき現地視察も含め、

適宜住民の方々にわかりやすい情報発信をしてまいります。

また、いまだ収束の見えない新型コロナウイルスにつきましても、減少傾向にはあるものの、依然、予断を許さない状況が続いております。町の発展にはウィズコロナとして町政を動かしていかなければならないということは言うまでもありません。町としましても引き続き感染リスクの軽減を図るため、積極的に感染予防対策の徹底を周知、啓発を行っていくとともに、町民、また事業者の方々に対する支援としまして、町独自の施策も積極的に実施し、経済の活性化を図りつつ、新たな日常を取り戻すよう取り組んでまいります。

今後とも町民の皆様に対し、説明責任を果たし、事業実施に努めてまいりますので、議員の皆様には引き続き町政発展のために御指導御協力をよろしくお願いをいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。3月定例会、まことにありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

これで町長挨拶を終わります。

ここで、私のほうから申し上げます。

皆さん御承知のとおり、3月末を持ちまして定年退職を迎えられます3人の職員の方がこの議場内におられます。

お一人は麻田総務課長であります。麻田総務課長は役場の管理職の要として、日々、業務多忙を極めながら議会へのわかりやすく丁寧な説明と業務対応で本日までその職務を全うされてこられました。まことにありがとうございました。お疲れ様でございました。

もう一人は田村税務課長であります。税務課長として誠実かつ確実に業務を遂行されてこられました。時に住民の方々の多様な相談に対し、真摯に対応されていたことは皆様御承知のとおりであります。本当にご苦労様でございました。

もうお一人は山本農業委員会事務局長であります。この議場では昨年12月からでありましたが、ベテラン職員として38年間の勤務におかれまして、担当された全ての業務に対し、実直な仕事ぶりは衆目の一致するところであります。本当にまことにご苦労様でございました。

なお、このお三方ともこの本会議場での職務は本日が最後であろうと思いますので、一言御挨拶をいただきたいと思います。総務課長から順次自席にてお願いをいたします。

総務課長（麻田正志君）

総務課長の麻田です。まず、このような場で挨拶をいただけます時間をいただきましてありがとうございます。

私は平成26年度から令和3年度まで8年間議会のほうに出席をさせていただきました。今議会を初めとして各議会ごとに十分な説明ができるか、あるいはしっかりとした答弁ができるかということで、毎議会ごと不安と緊張感でいっぱいでありました。

今、本日で恐らく最後の議会ということで、終了するというところで、今はもうそのようなプレッシャーから解放される安堵感のほう非常に大きいというところではありますけれど、これから時間がたっていけばこのような経験がちょっと懐かしく思えたり、またちょっと寂しい思いということも出てくるかなというふうに思います。

この8年間、役場の職員生活通じて全てではありますけれど、住民の皆様、そして議会の皆様方から貴重な御意見や御提案をいただきました。本当にありがとうございます。その御意見や御提案に全て答えることはできなかったということもあります。できたことでもありますけれど、できなかったこと、そしてまだできていないことありますけれど、自分なりに精いっぱいやってきた結果ということでもありますので、そのことで御容赦いただければと思います。

最後になりましたけれど、議会と町の執行部が車の両輪となりまして、佐川町がますます発展し、本当にすばらしい町となることを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。職員の皆様につきましては3月の31日に退職者の辞令の交付式がありますので、そちらのほうで改めて感謝の言葉、感謝の思いを伝えさせていただきます。本当に長い間ありがとうございます。

税務課長（田村秀明君）

はい。議会の皆さん、大変お世話になりました。

私は税務課のほうで通算6年、健康福祉課のほうで3年、9年この場で大変お世話になりました。この間かかわった条例の制定であったり、一部改正、それから予算なんかについてもですね、全て承認、決定をいただきました。ありがとうございます。

また、一般質問のほうでですね、一応全て誠意を持ってお答えしましたが、十分ではなかったところもあったかと思いますが、その時々の方の国の考え方、県の考え方、近隣市町村の考え方の中でですね、誠意を持ってお答えさせていただきましたのでどうか御容赦いただきたいと思います。

3月いっぱいをもって退職となりますが、4月からはですね、再任用職員ということでまた佐川町発展のためにですね、頑張りたいと思っていますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

農業委員会事務局長（山本清和君）

御挨拶の機会を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。農業委員会の山本でございます。

それでは、この場をお借りいたしまして、お礼の御挨拶を申し述べさせていただきますと思います。

議会議員諸先輩方、それと執行部の御同輩におきましては、議場では非常に短い間ではございましたけれども、職員としてまことに長い間温かい御指導を賜りまして、まことにありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます。

実は、これまでも町内会、御近所初めまして親しい知人からの御相談につきましては、町職員として担当課長、担当者のほうにおつなぎするということはしてまいりましたところですが、退職後におきましては広く地域の声を議会にお届けいただきますよう、町民の代表であります議会議員の皆様におつなぎする役割の一端を担わせていただくことができれば、非常に使い古された言葉ではありますが、町職員OBとしてこれまで育てていただきました地域の方々への恩返しになると自分なりに心得ておる次第でございます。

そういった意味ではまた、議会議員諸先輩方には改めて御相談にお伺いさせていただく機会もあろうかと考えますので、どうかこれからもかわらぬ御指導賜りますようお願い申し上げます。私からのお礼の言葉とかえさせていただきます。長い間本当にお世話になりました。

議長（西森勝仁君）

以上で、挨拶が終わりました。3人のご労苦に対しまして、改めて心より労いの拍手を送りたいと思います。御賛同をお願いします。

（拍手）

本日の会議はこれを持ちまして終わります。

令和4年3月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時10分

